（その１）

収　支　報　告　書

平成 29 年分

（平成　年　月　日開催分）

（ふりがな）

1. 政治団体の名称　ましこてるひこふくしまけんこうえんかいれんごうかい　増子輝彦福島県後援会連合会

2. 主たる事務所の所在地　福島県郡山市虎丸町１０－４

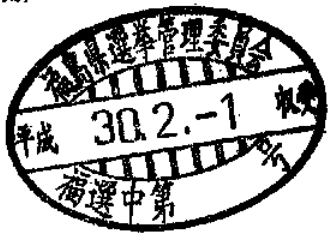
3. 代表者の氏名　小野沢　元久

4. 会計責任者の氏名　斎藤　康雄

（事務担当者の氏名）　富沢　清一

（電話）　024-938-1000

（収受欄）



政治団体の区分

- □ 政党
- □ 政党の支部
- □ 政治資金団体
- □ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- □ その他の政治団体の支部

資金管理団体の指定の有無

□ 有　☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

平成　年　月　日から

平成　年　月　日まで

活動区域の区分

- □ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- □ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　増子　輝彦

公職の種類　参議院議員(現職)

（選管使用欄）

団体番号	審査記録	入力	
1282	☑	□	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　年　月　日から

平成　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	17,522
（前年からの繰越額）	17,522
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	0
翌　年　へ　の　繰　越　額	17,522

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数	

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個　人　か　ら　の　寄　附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政　治　団　体　か　ら　の　寄　附	0	
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	0	
（寄附のうちあっせんによるもの）	0	
イ　政　党　匿　名　寄　附	0	
合　計　（ア＋イ）	0	

注1)　同一の者からの寄附（イに該当するものを除く。）で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては（その7）の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、（その7）の「その他の寄附」欄にまとめて記載してくださ

注2)　イに該当する寄附について（その９）に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③　政治資金規正法監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年1月31日

政治団体の名称　　増子輝彦福島県後援会連合会

会計責任者の氏名　　齋藤康雄 ㊞

代表者の氏名（解散団体のみ）　　㊞

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
2　解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成３０年１月３０日

増子輝彦福島県後援会連合会
代表　小野沢　元久　殿

登録政治資金監査人　吉田稔雄
登　録　番　号　　第２２５８号
研修修了年月日　平成２９年８月４日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、増子輝彦福島県後援会連合会の平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書（※１）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、増子輝彦福島県後援会連合会の主たる事務所（※２）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、増子輝彦福島県後援会連合会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えてい

た。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書（※１）は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

増子輝彦福島県後援会連合会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、増子輝彦福島県後援会連合会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上

（※１）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第１７条第１項に規定する報告書」とすること。

（※２）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。

（注）政治資金監査を事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

①　作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合

②　同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合